

番号	質問 1	
項目	<p>自衛隊大阪地方協力本部が、自衛隊職場体験を考える会（準備会）の以下の質問に答えなかったことについての見解を求めます。</p> <p><参考：自衛隊職場体験を考える会（準備会）の質問></p> <p>「学校が募集案内所や地域事務所と打ち合わせる際、体験生徒の名簿を提出するよう求められ、その名簿に記載する個人情報として、氏名、生年月日、住所、電話番号等が指定されたとの事実が公開文書から明らかになっています。また、学校から募集案内所や地域事務所に提出した、公開された自衛隊職場体験生徒名簿すべてに生年月日と住所が記載されていました。自衛隊職場体験の際には、体験生徒の生年月日と住所を提出しなければならないということになっているということではないですか。その理由は何ですか。」</p>	
	<p>(回答)</p> <p>ご質問のうち、自衛隊大阪地方協力本部が当該団体からの質問に対して回答されなかったことにつきましては、同本部の対応に関する事項であり、本市教育委員会として見解を述べる立場にはございません。</p> <p>そのうえで、本市教育委員会といたしましては、各校での職場体験学習の実施にあたり、生徒の個人情報の取扱いについては、各事業所の求めに応じて、本人や保護者の承諾を得たうえで、大阪市個人情報保護条例等の関係法令や本市の定めるルールに基づき、利用目的や管理方法に十分配慮し、適切に対応していると認識しております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	質問 2	
項目	自衛隊職場体験で学ぶ内容は、子どもの権利条約第 29 条に違反する可能性がありませんか。	
<p>(回答)</p> <p>中学校学習指導要領解説においては、職場体験活動等を通じて自らの将来の生き方を考え、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うことの重要性が示されております。</p> <p>また、中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年 1 月 31 日）においては、「キャリア教育の実施にあたっては、社会や職業にかかわる様々な現場における体験的な学習活動の機会を設け、それらの体験を通して、子ども・若者に自己と社会の双方についての多様な気付きや発見を得させることが重要」とされております。</p> <p>これらを踏まえ、職場体験学習については、子どもたちの希望に基づき、各校において、事前に事業所との間で体験内容を十分に確認するなど、適切に実施しております。</p>		
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186

番号	質問 3	
項目	「子どもの権利条約 38 条」と「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する選択議定書」は、自衛隊職場体験実施にあたって考慮すべきものですか。	
<p>(回答)</p> <p>中学校学習指導要領解説においては、職場体験活動等を通じて自らの将来の生き方を考え、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うことの重要性が示されております。</p> <p>また、中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年 1 月 31 日）においては、「キャリア教育の実施にあたっては、社会や職業にかかわる様々な現場における体験的な学習活動の機会を設け、それらの体験を通して、子ども・若者に自己と社会の双方についての多様な気付きや発見を得させることが重要」とされております。</p> <p>これらを踏まえ、職場体験学習については、子どもたちの希望に基づき、各校において、事前に事業所との間で体験内容を十分に確認するなど、適切に実施しております。</p>		
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186